



Entrepreneurs'
Organization

EO規約

目次

第1条	目的.....	3
第2条	憲章文書.....	6
第3条	チャプター.....	8
第4条	リージョナルカウンシル.....	10
第5条	事務所.....	11
第6条	理事会.....	12
第7条	理事会の会合.....	21
第8条	役員.....	24
第9条	委員会.....	27
第10条	法人とチャプターとの関係.....	30
第11条	補償.....	31
第12条	雑則.....	36
第13条	解散.....	38



EO規約の

修正および改訂

(前若手起業家機構 (YPO))

以下は、1989年11月27日にコロンビア特別区の法律に基づいてヤング・アントレプレナーズ・オーガニゼーションとして設立された非営利法人であるアントレプレナーズ・オーガニゼーション（以下「法人」または「EO」）の規約（以下「規約」）を構成するものです。

2003年4月29日制定

2010年9月15日修正

2012年9月18日修正

2016年5月15日修正

2017年6月14日修正

2018年8月23日修正

2019年11月19日修正

2020年8月24日改正

2021年1月21日改正

2022年4月18日改正

2024年4月23日改正

2024年6月26日改正



第1条 目的

第1項 一般

当法人は、1986年内国歳入法改正法第50条(c)(3)またはその後継規定(以下「法」という。)の意味における慈善、科学、教育目的のために組織されており、税務上の「公益法人」です。この法人の純利益の一部たりとも、メンバー、理事、法人役員、または他の私人に利益をもたらすため、または分配するために使用されるべきではありません。ただし、法人は、提供されたサービスに対する適切な報酬を支払い、EOの目的をさらに推進するための支払いや分配を行うことが許可され、権限が与えられています。

第2項 特定の目的

この法人の具体的な目的は常に以下を含みます：

- a) 法に記載されているように、慈善的、教育的、科学的目的のために専ら運営します。具体的には、当法人は以下の目的を含みますがこれに限定されない目的で設立されています：
 - i. 経営者の起業家精神を育成し、その成長を促進します。
 - ii. 世界の起業家たちに教育プログラム、機会、リソース、トレーニングを提供します。メンバーのスキル向上を共有するという共通の関心事を、教育プログラムへのアクセス、成長する企業を支える人的および物的リソースを通じて、そして同様の起点、目標、経験を持つ他のメンバーと参加することを通じて実現します。
 - iii. 先導的な起業家たちと学び、成長するために協力し合います。

第3項 特定の制限

法人の完全性を維持し、起業家コミュニティによりよく奉仕するため、法人は、宗教的、政治的、社会的、道徳的、その他、起業家が起業活動に関して直面する固有の状況に直接関係しない問題については、正式な法的立場や政策的立場を取らないものとします。このセクションの内容は、適用可能な法の規則や規制に従ってロビー活動やその他の類似の提唱活動を禁止するものではありません。

第4項 メンバーシップ

法人は、投票権のないメンバー（「メンバー」）を1グループ有します。法人は、グローバルボード（「ボードまたは理事会」）の最終承認を条件に、メンバー資格と資格基準を定め、それを時々変更するものとします。それらのガイドライン、およびメンバーの権利、特権、義務、規律、終了に関する規定は、法人の方針と手順文書（「法人の方針と手順」）の「メンバーシップ」セクションに記載されています。法人は、方針と手順の「会費および手数料」のセクションに従って、支払いに関する方法と手順を含む、年会費の設定を行います。

第5項 メンバーの資格停止および除名



EOガバナンス委員会は、理事会による除名の可能性がある場合、EOの方針およびコアバリューに違反したEOメンバーのメンバー資格を一時的に停止する権利を留保します。ガバナンス委員会のチェアは、ガバナンス委員会を代表して、または委員会全体として、状況によって正当化される場合、メンバーのメンバーシップを一時的に停止することができます。理事会は、独自の裁量で、メンバーが直接的または間接的に以下の行為に関与した場合、3分の2以上の投票により、メンバーを除名することができます。

- a) 罪またはその他の犯罪
 - i. モラルに反する場合
 - ii. 不誠実、不誠実、詐欺、または受託者義務違反を伴うその他の作為または不作為
- b) 法人の方針や手順、またはチャプターの方針や手順に関連する重大な過失
- c) 法人の方針や手順、またはチャプターの方針や手順に関連する故意または意図的な不正行為
- d) 法人の方針や手順、またはチャプターの方針や手順に関する違反
- e) 法人またはチャプターの資産を個人的な利益のために不適切に使用する場合

第6項 差別禁止

EOは、その多様なグローバルメンバーシップの利益を適切に代表するために、メンバーの国籍、文化、経験の多様性を推進します。したがって、EOによるメンバーの選出や入会、参加に関連する活動において、当法人は人種、肌の色、国籍、血統、性別、性的指向、カースト、性自認や表現、年齢、宗教、障害、遺伝情報、婚姻状況、市民権状況、退役軍人の状況、または法律で保護されているその他の特性に基づいて差別を行わないものとします。



第2条 憲章文書

第1項 定款

定款は、時折修正されコロンビア地区に提出されているものが、当法人の統治文書です。規約または法人の方針や手順が設立条項と相反する場合、設立条項が優先されます。

第2項 規約

この文書のみが当法人の規約です。法人の方針と手順が規約と矛盾する場合は、規約が優先するものとします。法人は最高経営責任者（以下CEO）に規約の条項を完全に実行する権限を与えます。

第3項 方針や手順

法人の方針や手順は規約の延長であり、少なくとも以下のセクションを含むものとします。

- a) 紹介
- b) メンバー資格
- c) 行動規範
- d) ハラスメント防止
- e) 規律
- f) 会費と手数料
- g) リーダーシップ
- h) リーダーの選出
- i) リージョナルカウンシル
- j) 委員会とタスクフォースチーム
- k) チャプター形成
- l) 機密保持ポリシー
- m) 勧誘ポリシー
- n) 返金ポリシー
- o) 内部告発ポリシー
- p) メンバーベンダーポリシーおよび
- q) 定義

第4項 方針や手順と手続きの改訂

法人は、CEOに対し、法人の規約および方針と手順を完全に実行する権限を付与します。法人は、組織内の法律顧問に法人の規約および方針と手順を管理する権限を付与します。理事会は、2/3の投票により、本規約を変更、改正、廃止し、または新たに新しい他の規約を設けることができます。ただし、方針と手順の特定の条項において、そのような条項の変更、修正、廃止、または置き換えに別の投票基準が必要と規定されている場合を除き、理事会



は大多数の投票をもって法人の方針と手順を変更、改正、または廃止を実施することができます。



第3条 チャプター

第1項 権限と形成

法人の理事会は、法人の方針と手順の「チャプターの設立」の項に従って、法人の目的に奉仕し推進するチャプターを設立し、認定チャプター契約ライセンス契約（以下、「チャプター契約」または「ACLA」）に規定された条項と条件を遵守する限り、メンバーに奉仕する法人化されていない、または法人化されたチャプター（以下、「チャプター」）を設立する唯一の権限を有します。

第2項 チャプターのカバナンス

各チャプターは、独自の規約および方針と手順（「チャプターの方針と手順」）を採用し、チャプターを統治するための理事をそれぞれ選出するものとします。チャプターの理事は、適用可能な範囲において、法人の方針及び手続の「チャプターの結成」セクションに概説されている理事の称号を使用するものとします。

第3項 目的

当法人のチャプターの目的は、チャプターレベルでメンバーに教育およびサービスを提供し、チャプターレベルで法人とチャプターの業務を行うことです。いかなるチャプターも、法人の範囲または目的、法人の規約、または法人の方針と手順を超えて行動してはなりません。

第4項 チャプターメンバーシップ

チャプターメンバーは法人のメンバーにより構成されます。いかなるチャプターも、同時にEOのメンバーでないメンバーを受け入れてはいけません。チャプターは、法人の方針と手続に定められたメンバーの基準を変更してはなりません。上記に関わらず方針と手順で認可されるチャプターが、法人のメンバーシップの基準に加え、チャプター独自の入会基準を提示しても構いませんが、そのような追加基準は、法人の入会資格要件と矛盾したり抵触したりするものであってはなりません。

第5項 監督

各チャプターは、法人理事会及びその委員会が定めた基準及び要件、並びにチャプター協定の条項に従って存在し、業務を遂行するものとします。理事会及び法人のカバナンス委員会は、それぞれの単独の裁量において独自に、もしくは正式に提出されたメンバーからの苦情に応じて、チャプターがその理事会又は理事を通じて、法人の方針と手順、法人の規約、チャプター自身の規約、チャプターの方針と手順に違反した場合、又は法人の理事会もしくはCEOが発した命令に違反した場合について、事実関係を調査し、決定する権限を有するものとします。

チャプターの行為や不作為が懲戒処分に値すると法人の理事会又はカバナンス委員会がそれぞれの独自の裁量で判断した場合、理事会又は理事会が適宜その権限を委譲する法人の運営組織は、a) チャプターの存在権限の



剥奪、及び/又は、b) チャプターの役員の法人におけるメンバー資格の抹消、チャプターのメンバー資格の抹消を含みますがこれに限定されないなどの措置を、一つ以上を講じることができます。ただし、この懲戒処分に先立ち、理事会はその判断と最善の努力を用いて、チャプターの違反に対する通知と修正期間を提供することとします。



第6項 チャプターの方針や手順

正式に認可され、設立されたそれぞれのチャプターは、チャプターの方針や手順をガバナンス委員会に提出する必要があります。すべてのチャプターは、最低限、各チャプターの規約および/またはチャプターの方針と手順に、法人の方針と手順またはチャプター協定に規定されている「規約の最低基準」以上の条項を盛り込まなければなりません。チャプターの方針と手順は、ガバナンス委員会が文書を承認するまで有効ではありません。承認されたチャプターの方針や手順に対するいかなる後継の修正も、有効になる前に同じプロセスでガバナンス委員会の承認を受けなければなりません。理事会、またはガバナンス委員会は、各チャプターの方針や手順が理事会にとって受け入れ可能であることを確認するために、定期的に見直す権利を留保します。

第7項 チャプター：差別禁止

メンバーや任意のチャプターが後援または認可した活動は、人種、肌の色、国籍、血統、性別、性的指向、カースト、性自認や表現、年齢、宗教、障害、遺伝情報、婚姻状況、市民権状況、退役軍人の地位、または法律で保護されているその他の特性に基づいて入会または活動への参加を制限してはなりません。



第4条 リージョナルカウンスル

第1項 権限と形成

法人の理事会は、a) 第1条に記載された法人の目的を推進し、b) 第5条に記載された法人とそのチャプターとの関係を推進するための地理的地域を設立する唯一の権限を有します。この権限に従い、理事会はそれらの地域を統治するためのリージョナルカウンスルを設立します。理事会は、各リージョナルカウンスルの権限とその制限を、法人の方針や手順に定めるものとします。いかなる状況下でも、リージョンやリージョナルカウンスルが法人格を持つための行動を取ったり、または自己完結的な法的主体となることは許されません。

第2項 リージョナルカウンスルに奉仕するメンバー

リージョナルカウンスルは、リージョナルチェア、次期リージョナルチェア、ガバナンスディレクター、ファイナンスディレクター、グロースディレクター、メンバーエクスペリエンスディレクター、メンバープロダクトディレクター、臨時ディレクター、エリアディレクターから構成されます。リージョナルカウンスルは、カウンスルのメンバーとして毎年含めるべきエリアディレクターの数を決定します。法人は、方針と手順内で指定された追加のポジションをリージョナルカウンスルが追加することを許可します。

臨時委員会のチェアは、各自のリージョナルチェアからの意見を受けて、リージョナルカウンスルに参加するメンバーを選出することとなります。理事会は、リージョナルカウンスルに選出されたすべてのメンバーを多数決で承認し、いかなる場合でも多数決によりリージョナルカウンスルに在籍するメンバーを解任する独占的権限を保持します。リージョナルカウンスルに所属するメンバーは、リージョンの目標の達成のため、また臨時委員会の目標達成のためにリージョナルチェアに報告する必要があります。

第3項 リージョナルチェアの選出

理事会は、過半数の投票によりすべてのリージョナルチェアを選出するものとします。法人のパス・オブ・リーダーシッププロセスの方向性に一貫して、理事会は、方針と手順の範囲内でリージョナルチェアとして奉仕するメンバーを承認します。理事会は、法人の方針と手順におけるリージョナルチェアの権限と責任の範囲も提供する必要があります。理事会は、多数決によりいつどんな理由によってもリージョナルチェアを解任する独占的な権限を保持するものとします。



第5条 事務所

第1項 登記事務所

「コロンビア特別区の法典」の第2項9-104.02、「ビジネス組織」では、法人がその登記事務所をコロンビア特別区に維持することを要求します。登記代理人は、(a) 登記事務所と同一のビジネスオフィスを持つコロンビア特別区の個人居住者、(b) 利益目的か非営利目的かに関わらず、国内の法人、または (c) 利益目的か非営利目的かに関わらず、コロンビア特別区で事業を行うか事務を遂行する権限を持つ外国の法人で、登記事務所と同一のオフィスを持つことができます。理事会は、登記事務所の住所と登記代理人を随時変更することができます。

第2項 その他の事務所

法人は、理事会が時折決定するか、または法人の活動が必要とする場合、コロンビア特別区内外の他の場所に事務所を設けることができます。



第6条 理事会

第1項 一般的な権限

法人の理事会は、コロンビア特別区の法律に基づく非営利法人の理事会に与えられた全ての権力、権限、責任、義務を持って、法人の事業と事務を管理するものとします。

第2項 一般的な責任

一般的に、理事会の明確に定義された役割と責任には以下のものが含まれます。

- a) 法人のビジョンとバリューの保持者として行動します
- b) 法人の戦略的方向性を策定します
- c) 法人の事業と事務に対する運営監督を維持します
- d) 法人の委員会およびその他の組織内諮問機関を監督します
- e) 法人の予算と財務報告を承認します
- f) 法人の委員会およびその他の組織内諮問機関にタスクおよびプロジェクトを割り当てます
- g) 主要な法人のアライアンス/パートナーシップを管理します
- h) CEO、およびその職務と責任、報酬に対する監督を維持します
- i) 法人のリーダーシップポジションを計画し、承認します
- j) 年次法人監査および関連活動を監督します
- k) 年次法人ガバナンス、後継者、および関連活動を監督します
- l) 必要に応じて、法人の懲戒の手続きを監督します

第3項 必須機能

理事会は、少なくとも法人の監査、ガバナンス、懲戒の要件に関わる必須業務が、少なくとも年1回、あるいは適切であればそれ以上の頻度で実施されるよう、システムを構築します。

第4項 理事役員（以下、役員）の数



- a) 理事会は、最低9名、最高13名の投票権を有する理事で構成されます。理事会は、理事会が奇数の役員で構成されるよう、合理的な努力を払って役員を任命するものとします。少なくとも8名の理事はEOメンバーでなければなりません。
- b) 毎年、理事会は、上記第6条第4項(a)に規定されている理事数の要件を満たすのに十分な数のEOメンバー役員を理事会に選出するものとします。選出された役員は、退任する役員の後任となり、前回の役員選で選出された残りの役員とともに務めることとなります。
- c) CEOを除き、役員の任期は4会計年度です。EOメンバー役員は、役員としての任期の3年目または4年目にグローバルチェア（以下、チェア）に選任された場合、チェアを務めることができるように、必要に応じて役員としての任期を延長することができます。上記にかかわらず、役員の任期を延長して役員としての通算任期を6年を超えることはできません。
- d) CEOは理事会の職権上の議決権を有する役員です。
- e) さらに理事会は、2年または3年の任期を務める議決権のない独立役員をさらに3名選出する権限を有します。このカテゴリーの議決権を持たない役員は、EOから独立した個人でなければなりません。役員を務める時点で、メンバー、職員、業者ではいけません。EO規約、方針と手順、行動規範を遵守し、理事会の機能を果たすために必要なメンバー向けイベントやバーチャル・プラットフォームへのアクセスが求められます。

第5項 選出の方法、任期、及び資格

- a) 理事会は、EOメンバー役員を選出するために、法人の方針と手順に規定されている理事会の選出手続きに従うものとします。これらの手続きに従い、理事会は、理事会のEOメンバー役員として、法人の方針と手順に定められた基準を満たす候補者の候補者名簿を検討するものとします。理事会は、役員候補者名簿の中から、各役員の任期を4会計年度とし、毎年、理事会が最低役員数の要件を満たすのに十分な人数の役員を選出できるようにします。
- b) 上記にかかわらず、各役員は、理事会が正式に後任者を選出し、その資格を与えるまで、または選出された役員の死亡、辞任、解任のいずれか早い時期まで在任するものとします。役員はコロンビア地区の住民である必要はありません。役員は、CEO および本規約第6条第4項(e)に基づいて選出された独立役員を除き、法人のメンバーでなければなりません。
- c) 第5条第4項に従い、理事会は、選出した役員の名簿を法人のメンバーに提出し、法人の方針と手順の「選出」の項に従って批准を求めるものとします。理事会は、批准プロセスの投票と方法を決定するものとします。
- d) 役員の選出において、理事会および選出プロセスに関与するメンバーは、人種、カースト、肌の色、信条、宗教、性別、性的指向、または国籍に基づいて、いかなる役員候補者に対しても差別を行ってはならないものとします。



第6項 休暇

休暇（「LOA」）は、理事会のメンバーが対面会議、電話会議、ディスカッションボード、委員会の仕事、WhatsAppグループ、および理事会の仕事に関わる他のコミュニケーション形式に参加できない、または許可されていない期間を指します。

- a) 自主的な休職。理事会のメンバーは、自身の休暇申請を書面でチェアに送ることで、自主的な休暇を申請することができます。また、チェアが休暇を申請する場合は、ガバナンス委員会のチェアに書面を送ることができます。EO理事会は、多数決により任意のLOAを承認するものとします。休暇を求めるメンバーは、この承認の投票から除外されます。承認後、理事会は多数決により一時的に理事を交代させることができます。一時的な代理役員は、メンバーが休暇から戻るまで、またはメンバーの任期が終了するまでのいずれか早い方まで務めることとなります。理事会は、過半数の投票により、一時的な代理役員を理由の有無に関わらず解任する権利を保有します。現職のチェアが休暇を要求している場合、選出されたチェアが、チェアに戻るまでその役割を果たします。
- b) 強制的な休暇。理事会は、ガバナンス調査、行動規範違反、理事会メンバーまたはメンバーの法人に関係する刑事訴訟、または役員業務に注意をそらす可能性があるなどの理由、理事会の進行中の業務を妨げる可能性がある、またはEOまたは理事会のブランドに影響を及ぼす可能性がある場合において、任期中に理事会メンバーが強制的な休暇を取るべきであると判断することができます。この強制的な休暇は、理事会の3分の2の投票によって承認されなければなりません。メンバーのLOAには、すべての委員会、リージョナルカウンシルの役割、連絡役、および彼らの役員サービスに関連する他のすべての割り当てられた役割を含みます。強制的な休職処分の対象となる役員は、その件についての理事会の議論や投票に参加できなくなります。承認後、理事会は多数決により一時的に役員を交代させることができます。一時的な代替役員は、理事会が2/3の多数でメンバーを復帰させるか、またはメンバーの任期が終了するまでのどちらか早い方まで務めることとなります。理事会は、過半数の投票により、何の理由もなく一時的な代替役員を解任する権利を留保します。
- c) 休暇の定義。自発的または非自発的な休職は、6ヶ月を超えてはなりません。
- d) 復職、在職期間。役員が自発的または非自発的な休暇から戻る時、代理のチェアは、その役員を再び理事会に統合するために働きます。これには、オリエンテーションの電話や会議が含まれます。LOAの期間はメンバーの役員任期に含まれ、その任期は初期の任期を超えて延長されることはありません。
- e) 理事会から選ばれた委員会/カウンシルのチェア。LOAにある役員が委員会またはカウンシルのチェアである場合、委員会/カウンシルのチェアの地位からも退くこととなります。これはすべてのワーキンググループと委員会/カウンシルに関連するものすべてを含みます。理事会は、LOA期間中、これらの委員会/協議会の役割の一時的な後任者を任命する権利を有します。

第7項 理事長（グローバルチェア）



- a) 理事会のチェア（以下「チェア」）は、理事会の会合のチェアを務めるほか、理事会が定めるその他の職務を行うものとします。
- b) チェアの任期は2会計年度です。
- c) 4会計年度の任期のうち少なくとも1会計年度を務めた現職のEOメンバー役員であれば誰でも、チェアに就任する資格があります。
- d) CEOはチェアの資格はありません。

第8項 次期チェア

現チェアの任期が終了した時点で、次期チェアがチェアに就任するものとします。

第9項 辞任

役員は、法人役員に書面で通知することにより、いつでも辞任することができます。辞任は、通知で後日と指定されていない限り、法人役員がかかる通知を受領した時点で発効します。辞任を有効にするための、辞任受諾は不要です。

第10項 解任

理事会は、いつでも、そして随時、非対象の理事の3分の2（2/3）の投票により、理由の有無に関わらず1人以上の理事を解任することができます。CEOは、理由の如何を問わずCEOの地位を失った時点で、自動的に職権上の法人役員から解任されます。法人の職権上の役員を務めている法人役員は、役員を解任された時点で自動的に理事役員を解任されるものとします。

第11項 空席

理事会は、理事会の空席や、これらの規約を改正して理事の数を増やすことにより新たに作られた役員のポジションの空席を埋めるものとします。空席を埋めるために指名された役員は、元の理事の任期の残りの期間を務めることとなります。理事会の欠員は、理事会の3分の2の投票に基づき、EOメンバーの暫定理事を任命することで、可能な限り迅速な方法で理事会が埋めるものとし、かかる暫定理事は、辞任、解任、死亡、または欠員を生じた理事の残りの任期を務めるものとします。

第12項 補償

役員は、役員としての役務に対して報酬を受け取ることはありません。ただし、これらの規約に含まれるものであっても、役員が実際に提供した他のサービスに対して法人から適切な報酬を受け取ること、または法人に奉仕するために発生した適切な費用を受け取ることを妨げるものは特にありません。理事会の裁量により、第6条の4(e)項で想定される独立した非投票メンバーには、特に旅費など、法人に奉仕するために発生した合理的な費用の補償に加えて、名誉料が支払われることがあります。



第1項3 サポートスタッフ

理事会は、これらの規約および法人の方針と手順に記載されている職務と責任を効率的に遂行するために必要と判断するスタッフと人員を確保する権限を持つものとします。

第14項 緊急権限

- a) 緊急事態の際には、理事会は以下のことができます。
 - i. 役員、法人役員、従業員、または代理人の能力不足を考慮に入れて、後継者の順序を変更します。
 - ii. 主要な事務所を移転させ、代替の主要事務所やリージョンの事務所を指定するか、または役員にそのようにする権限を与えます。
- b) 緊急事態中
 - i. 理事会の通知は、連絡が可能な役員に対してのみ通知する必要があり、実行可能な方法で通知することができます。
 - ii. 非営利法人の一人以上の法人役員が理事会の会議に出席する場合、同じランク内で会議のための役員とみなされることがあります。
- c) 非営利法人の通常の業務を推進するための、緊急時に善意で行われる法人の行動
 - i. 法人を拘束します
 - ii. 役員、法人役員、従業員、または代理人に対する責任を課すためには使用されません
- d) この第6条の第4項の目的のための緊急事態とは、何らかの災害的な出来事により役員の定足数が容易に集まらない場合を指します。

第15項 行動規範

- a) 理事会の各メンバーは、役員としての職務を遂行する際、次のように行動しなければなりません。
 - i. 誠実に
 - ii. 監督者が非営利法人の最善の利益であると合理的に信じる方法で
- b) 理事会または委員会のメンバーは、意思決定機能に関連して情報を得るか、監督機能に注意を払う際に



は、同様の状況下で同様の立場の人が適切と考えるであろう注意を払って職務を遂行しなければなりません。

- c) 理事会または委員会の職務を遂行する際、役員は、他の理事会メンバーまたは委員会メンバーに、役員がまだ知らないが、役員が意思決定または監督機能の遂行に重要であると知っている情報を開示するか、開示することを動機することができます。ただし、開示することが、法律で課された義務、法的強制力のある守秘義務、または職業倫理規則に違反すると役員が合理的に信じる範囲においては、開示は要求されません。
- d) 理事会または委員会の職務を遂行する際、信頼を不当なものとする知識を持たない役員は、この第6条の第15項の(f)(i)、(iii)、または(iv)に規定された任意の人物による業務の遂行に依存することができます。理事会が、法的に委任可能な理事会の機能の一部または全部を遂行する権限または職務を、公式にまたは行動の経過により非公式に委任した場合に限ります。
- e) 理事会または委員会の職務を遂行する際、信頼を不当なものとする知識を持たない役員は、同項 (f) で指定された人物によって準備または提示された情報、意見、報告書、または声明、財務諸表およびその他の財務データに依存することができます。
- f) 同項 (d) または (e) に従って、役員は以下に依存することができます。
 - i. 役員が信頼できると合理的に判断し、その職務を適切に遂行していると考えられる、または提供される情報、意見、報告、または声明について有能と考えられる、法人の一人以上のオフィサー、従業員、またはボランティア
 - ii. 法律顧問、公認会計士、または役員が合理的に専門知識が必要と信じる事項に関して、法人が雇用した他の個人
 - iii. その特定の人の専門的または専門的な能力内
 - iv. その特定の人が信頼に値するにある
 - v. 役員がメンバーでない委員会で、役員が合理的にその委員会が信頼に値すると考える場合
 - vi. 宗教法人の場合、宗教的権威や聖職者、司祭、ラビ、イマーム、または役員が信頼と信頼を正当化すると合理的に信じる地位や職務を持つ他の人々、そして役員が提示された事項において信頼性と能力があると信じる人々
- g) 役員は、法人または法人が保有または管理する任意の財産（寄付者または財産の譲渡者によって制限が課される可能性のある財産を含む）に関して信託者になることはできません。

第16項 責任の基準



- a) 役員は、訴訟で責任を主張する当事者が以下を立証する場合を除き、役員として行動を取るかどうか、または行動を取離失敗に終わる場合、法人またはそのメンバーに対して責任を負わないものとします。
- i. 以下のいずれも、役員による手続きの障害として挟まれた場合、責任を免れるものではありません
 - a. このセクションのサブセクション (d) または、§ 29-402.02 (c) によって許可された規約の規定
 - b. 競合する利益取引を検証するための§ 29-406.70の要件を満たす場合
 - c. 事業機会を放棄するための§ 29-406.80の要件を満たす場合
 - ii. 以下の結果であった、または以下から成り立ってしまった行動
 - a. 善意を欠く行動
 - b. 決定
 - 1. 役員が合理的に法人の最善の利益であると信じていなかったもの
 - 2. その件について、役員が状況に応じて適切と考える程度まで役員に通知されなかった場合
 - c. 役員の家族、金融、またはビジネス上の関係による客観性の欠如、または、問題のある行動に対して重要な利益を持つ他の人物による役員への支配または制御による独立性の欠如
 - 1. 関係性、または支配やコントロールが、問題となる行動に対する役員への判断を、法人にとって不利な方法で影響を及ぼすと合理的に予想される場合
 - 2. そのような効果に対する合理的な予測が確立された後であっても、役員が問題の行為が法人の最善の利益であると合理的に信じられていたことを確立していない場合
 - d. 役員が、法人の活動や業務に対する継続的な監督に注意を払わなかった場合、または、合理的な注意を払う役員にその必要性を警告するような、重大な懸念がある特定の事実や状況が発生した場合に、適切な調査を行う、あるいは行わせることによって、適時に注意を払わなかったこと
 - e. 役員が受ける権利のない金銭的利益の受領、または適用法に基づいて訴えられる、法人およびそのメンバーと公正に取引する役員への義務違反



b) 役員の実任を追及しようとする当事者

- i. 金銭的損害賠償についても、それを立証する責任がある
 - a. 法人またはそのメンバーに損害が生じた場合
 - b. 被った損害は、監督の異議申し立て行為に起因するものである
- ii. 法人資産の不正使用に対する補償など、法的救済措置に基づくその他の金銭の支払いについても、求められる支払いが状況において適切であることを立証するために求められる説得力がある
- iii. 衡平法上の救済措置に基づくその他の金銭の支払い、例えば、企業による利益回収や企業への遺贈についても、求められる衡平法上の救済措置が状況において適切であることを立証するために、どのような説得負担が求められるかは問わない

c) 本条に含まれるいかなる内容も以下を含みません

- i. §29-406.70(a)(3)に基づく法人に対する取引の公正性の検討など、公正性が問題となる事例では、公正性の事実または欠如を証明する責任が変更される
- ii. 第 29-406.33項に基づく違法な分配、第 29-406.70項に基づく利益相反取引、または第 29-406.80項に基づく事業機会の活用に関する規定など、本章の別の条項に基づく役員の実任の事実または不存在を変更します
- iii. コロンビア特別区または米国の他の法令に基づき、法人または役員、あるいは構成員が権利を有する可能性のある権利に影響を与えます

d) 本項の他の規定にかかわらず、役員は、役員として行った行為、または行わなかった行為について、法人またはその構成員に対して金銭的損害賠償責任を負わないものとします。

- i. 役員が受けた金銭的利益のうち、その役員が受ける権利のない金額
- ii. 故意に危害を加えること
- iii. 29-406.33 条の違反
- iv. 意図的な刑法違反



第7条 理事会

第1項 年次会議

法人の理事会の年次会議は、理事会が決議によって定める日時と場所（コロンビア特別区内またはコロンビア特別区外）で開催されるものとします。

第2項 定例会

理事会は、各暦年中に少なくとも1回、コロンビア特別区内または区外のいずれかの場所において、理事会が決議によって定める時間に会合を開くものとします。

第3項 特別会議

理事会は、CEOの要請により、または2名の役員の書面による要請により、いつでも臨時理事会を招集することができます。臨時会議の議事は、招集通知に記載された議案に限られるものとします。

第4項 全員一致の書面による同意

理事会または委員会の全メンバーがその行為に対する同意書に署名し、その同意書を理事会または委員会の議事録とともに提出する場合、理事会は、理事会または委員会の会合で要求または許可された行為を、会合を開かずに行うことができます。

第5項 注意事項

秘書役は、理事会の年次会合および定例会合の通知を、会合の10日前までに、理事会の全構成員に通知するものとします。秘書は、臨時理事会の通知を、少なくともその48時間前までに各役員に通知するものとします。いかなる会合の通知にも、その会合で理事会が処理すべき案件を明記するものとします。ただし、会議が適法に招集または召集されていないことを理由に、議案の発議に異議を唱えるという明確な目的のために役員が会議に出席した場合は例外とします。

第6項 定足数

規約で定められた理事会構成員の過半数をもって、理事会のあらゆる会合における業務遂行のための定足数とします。理事会の出席者が役員数の過半数に満たない場合は、出席役員数の過半数が、改めて通知することなく、その理事会を別の日に延期することができます。代理投票は認められません。

第7項 出席

法人は、すべての役員がすべての理事会に出席し、参加することを期待します。理事会は決議により、連続3回の理事会に直接または電話会議を通じて出席しなかった役員を、役員としての地位を自発的に辞任したものとみなす



ことができます。



第8項 理事会全員投票

定足数が存在する理事会の会合に出席している2名の理事会メンバーは、投票権を有する全理事で構成される理事会全体が次に理事会を招集するまで、投票を保留することができます。ただし、ある案件に関する理事会全員による投票は、1回の理事会会合でのみ留保することができ、投票権を有する理事会全員が次の理事会会合に出席していない場合でも、その会合でその案件に関する投票を進めることができます。

第9項 電話会議やその他の電子的手段による会議への参加

役員は、会議電話、ビデオ会議、インターネット・ウェブキャスト、電子インターネット・リアルタイムのチャットなど、会議に参加するすべての人が相互に通信できる方法を用いて、理事会に参加し、行動することができます。

この方法による会議への参加は、会議に出席し、直接出席したものとみなされます。

第10項 立ち居振る舞い

定足数が出席している理事会において、出席し投票する役員の過半数の決定をもって、理事会の決定とすることができます。ただし、コロンビア特別区の法律、法人設立定款、または本規約により、より多数の出席が義務付けられている場合はこの限りではありません。

第11項 適用除外

理事会に出席している他の役員全員の同意があれば、理事会は、定足数が存在する適切に招集された理事会から役員1名を除外することができます。ただし、理事会が役員を理事会から排除できるのは、当該役員が法人の役員または役員としての職務を遂行するために特に対処する理事会の期間中に限られるものとします。



第8条 役員

第1項 指名、選出および任期

- a. 法人の役員は、チェア（第6条第7項に定義）、CEO、秘書、ガバナンス委員会チェア、および財務常任委員会チェアです（以下、「法人役員」という）。チェア、財務常任委員会委員長、CEOを除き、法人役員は理事会の役員である必要はありません。法人役員との雇用契約の明示的な規定に従って、理事会は、年次総会において各役員を選出し、理事会がその適格な後任者を正式に任命するまで、または、役員の死亡、辞任、解任のいずれか早い時点まで、1年または本規約に別段の定めがある限り、その任期を務めるものとします。
- b. CEOを除く法人役員の任命は、役員への任命または解任が検討されている役員を除いて行われた、理事会の多数決に従うものとします。
- c. CEOの任命は、CEOの役割を検討中の役員を除く、理事会の2/3以上の多数決によります。
- d. CEOおよび秘書は、法人に対するそれぞれのサービスに対して報酬を受け取ることができる唯一の法人役員です。
- e. この個人は、2つ以上の役員を兼務することはできません。必要であれば、理事会は、法人の方針および手続において、役員の役職説明をさらに明確にするものとします。

第2項 チェア（グローバルチェア）

チェアは、法人のすべての会合の議長を務めるものとし、また、理事会の指示と承認に基づき、法人に代わって契約を結ぶ権限を有するものとします。

第3項 最高経営責任者（CEO）

CEOは、理事会の監督に従い、法人の業務全般を管理します。CEOは法人のメンバーであってはならず、理事会の職権上の役員を務めるものとします。CEOは、理事会に対し、役員および法人役員の選出に関する推奨事項を提供するものとします。

第4項 秘書

秘書は、理事会およびその委員会の会合におけるすべての決定と決議について書面による記録を作成する責任を負うものとします。CEOは、理事会の承認を得るために、理事会秘書に対して自らの推奨事項を提示するものとします。

第5項 常任財務委員長

財務常任委員会のチェアは、第6条第4項に従って選出された役員の一員として職務を遂行し、理事会の各会



合、および理事会から 30 日前の通知を受けた場合、またはその他の理事会の会合で、法人の財務状況について報告を行うものとします。

第6項 ガバナンス委員長

ガバナンス委員会のチェアは、理事会の監督に従い、ガバナンス委員会の機能、職務、責任に対する第一義的責任を負うものとします。ガバナンス委員会のチェアは、理事会に対し、係争中のすべてのガバナンス問題を、その問題の処理に関する勧告とともに、定期的に報告するものとします。

第7項 追加役員

理事会は、理事会が必要かつ適切と考えるその他の役員職を設け、任命することができます。

第8項 辞任

法人役員は、理事会または秘書に対して書面で通知することにより、いつでも辞任することができます。辞任は、通知で後日と指定されていない限り、どちらかが通知を受け取った時点で発効するものとします。辞任の受諾は、辞任を有効にするために必要なものではありません。

第9項 解任

理事会は、解任が検討されている役員を除き、理事会の 3 分の 2 以上が解任に賛成した場合、理由の如何を問わず、いつでも法人役員を解任することができます。法人役員の契約権利（もしあれば）を毀損することなく解任されます。法人役員の選出または任命自体は、契約上の権利を生じさせません。

第10項 空席

この条項で定められた役職に何らかの理由で空席が生じた場合、理事会はその空席を埋めるものとします。理事会は、「会長」または「財務長」に相当する役職を務める役員の辞任、解任、無能力、または死亡によって生じた欠員を埋めるために、可能な限り迅速な方法で、暫定役員を任命するものとします。このような任命は、理事会の 3 分の 2 の投票に従うものとし、このような暫定役員は、通常の役員任命手続に従って役員が最終的に選出され任命されるまで務めます。

第11項 補償

この第8条のセクションに記載されているものを除き、法人役員は、法人役員としての役務に対して報酬を受け取ることはありません。ただし、ここに記載されていることが、法人役員が実際に提供した他のサービスに対して法人から適切な報酬を受け取ることを、または法人に奉仕するために発生した適切な費用を受け取ることを妨げるものではありません。

第12項 行動規範



- a) 権限の下で、裁量権を持つ役員は下記の通り職務を遂行すべきです。
- i. 誠実に
 - ii. 同様の状況下で、同じ立場の通常の慎重な人が行使するであろう注意を持って
 - iii. 役員が法人の最善の利益であると合理的に信じる方法で
- b) 役員の職務には、以下の情報を提供する義務が含まれます。
- i. その役員が報告する上級役員、または役員が報告する委員会または委員会について、役員が知っている法人の事情についての情報が、上級役員、委員会、または委員会にとって重要であると知られている
 - ii. 役員、従業員、または法人の代理人による法人に対する重大な義務違反が実際に発生した、または発生する可能性があるとして役員が考える場合、その上司、または非営利法人内の他の適切な人物、または理事会、またはその委員会が考える場合
- c) その職務を遂行するにあたり、信頼が不当となるような知識を持たない役員は、財務諸表やその他の財務データを含む情報、意見、報告書、または声明が作成または提示された場合、それらに依拠することができます。
- i. その役員が、遂行した職務または提供した情報、意見、報告書、陳述書において信頼でき、有能であると合理的に判断した法人の1名以上の役員または従業員
 - ii. 法律顧問、公認会計士、または役員が合理的に判断する技術や専門知識を含む事項に関して、法人が依頼したその他の人物
 - a. その特定の人の特長的または特長的な能力内で
 - b. その特定の人が信頼に値するかどうかについて



第9条 委員会

第1項 一般

法人は、「常任委員会」と「臨時委員会」を構成する委員会（「委員会」）を持ちます。法人はまた、タスクフォースチームと諮問評議会（本第9条第4項で定義）を設置することができます。法人の方針と手順の「委員会、タスクフォースチーム、諮問委員会」の項には、委員会タスクフォースチーム、諮問委員会の委員を務めるための資格が規定されています。

常任委員会、臨時委員会、またはタスクフォースチームのメンバーは、委員会やタスクフォースチームがその機能を遂行するために必要かつ適切と判断した場合、メンバーでない個人から技術的な支援や専門知識を求めることがあります。しかし、非メンバーは任意の委員会またはタスクフォースチームのメンバーシップの最大10%（10%）を構成することができます。

法人役員は、委員会にも参加することができます。ただし、常任財務委員会のチェアとして務める理事、またはガバナンス委員会のチェアとして務める理事を除き、委員会のチェアを務めることはできません。常任財務委員会はそのチェアとして役員を持つべきであり、ガバナンス委員会はそのチェアとして役員を持たなくてはなりません。

チェアおよびCEOは、本規約に別段の定めがない限り、または、当該委員会またはタスクフォースチームの委員を務めていない限り、投票権なしに、職権ですべての委員会およびタスクフォースチームの会合に出席し、参加することができます。

すべての委員会およびタスクフォースチームは、調査結果、議事、および行動に関する恒久的な記録を保持し、CEOおよび理事会に定期的な報告を行います。各委員会には、CEOの推薦を受け、理事会によって任命された少なくとも1名の法人スタッフを置くものとし、その責任には、当該委員会の記録の作成と維持のほか、理事会または委員会から割り当てられ、理事会によって承認された、その他の責任も含まれます。

第2項 常任委員会

この法人は常任財務委員会とガバナンス委員会の2つの常任委員会を有します。理事会のチェアは、常任委員会が行うすべての職務を監督し指導します。

- a) 常任財務委員会は、法人の財務事項を監督し、法人の全ての金銭、証券、およびその他の資産について一般的な責任を負うものとします。法人のメンバーは、常任財務委員会に参加します。常任財務委員会のチェアは、第8条に基づき、法人の役員としても務めることとなります。常任財務委員会のチェアは、いつでも定例会議または特別会議を招集することができます。
- b) ガバナンス委員会は、法人の定款文書の遵守に第一義的な責任を負い、a) 法人の法的問題、b) 法人の顧問弁護士との関係、c) 法人の監査責任、d) 内部および外部紛争の解決を監督します。法人のメンバ



ーはガバナンス委員会に参加します。ガバナンス委員会のチェアは、第8条に従って法人の役員を兼任します。ガバナンス委員会のチェアはいつでも定例会議または特別会議を招集することができます。

第3項 臨時委員会

理事会は、任意の目的のために最大10の臨時委員会を設立することができます。理事会は、これらの委員会の規模、委員の資格、委員会の役割と責任の範囲、および委員会の報告要件をさらに定義することができます。理事会は、チェア、理事、またはCEOの推薦に基づき、臨時委員会の委員およびチェアを務める委員を任命するものとします。理事会は、委員会のチェアに彼らの職務と責任を通知する必要があります。理事会は、委員会のチェアに対し、当該委員会の任務範囲に合致した勧告を理事会に提供する権限を与え、期待するものとします。委員会のチェアは、政策の問題に慎重に考慮を与え、職務を遂行し彼らの推奨事項を提供します。理事会は、理事会が決定したときに臨時委員会が存在する理由がなくなった場合、臨時委員会を解散するものとします。

第4項 タスクフォースチームと諮問委員会

- a) タスクフォースチーム理事会は、任意の目的のために、時折、タスクフォースチーム（「タスクフォースチーム」）を設立することができます。理事会は、タスクフォースチームの規模、メンバーの資格、タスクフォースチームの役割と責任の範囲を定義することができます。理事会は、タスクフォースチームが理事会によって決定された職務を完了したとき、タスクフォースチームを解散させるものとします。
- b) 諮問委員会理事会は、理事会が決定した特定の分野における専門知識と助言を提供することにより、理事会の業務遂行を支援するために、適宜、諮問委員会を設置することができます（以下「諮問委員会」という）。理事会は、諮問委員会の規模、委員の資格、諮問委員会の役割と責務の範囲を定めることができます。
- c) 理事会は理事会の判断により、諮問委員会の助言が必要でなくなった場合、独自の裁量で諮問委員会を解散することができます。

第5項 定足数

委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の投票権を有する委員の過半数をもって、業務遂行のための定足数とします。会議に定足数が満たされない場合、出席しているメンバーの過半数が、さらなる通知なしに会議を別の時間に延期することができます。代理投票は禁止されています。

第6項 在任期間

チェアを除き、常任委員会の各メンバーは任命日から会計年度（6月30日）終了まで務めます。臨時委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の委員を務めるチェアを含むすべての委員は、理事会が定める任期を務めます。

第7項 空席



理事会は、委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の委員の欠員を、当初の任命と同じ方法で補充することができます。

第8項 委員会、タスクフォースチーム、諮問委員会の委員の辞任または解任

委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の委員を務める委員は、理事会議長またはCEOのいずれかに書面で辞任を申し出ることにより、いつでも辞任することができます。理事会は、過半数の投票により、委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の委員を、理由の有無にかかわらず、いつでも解任することができます。

第9項 委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会への参加

理事会は、委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の委員を務めるメンバーが、すべての委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の会合に出席し、参加することを期待します。理事会は、委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の会合に3回連続して出席しなかった委員を、理事会が認める弁解がない限り、委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の役職を自発的に辞任したとみなすことができます。

第10項 委員会、タスクフォースチーム、諮問評議会の行動の諮問的性質

委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会のうち、定足数が存在する会合に出席し投票した委員の過半数の行為が、委員会、タスクフォースチーム、または諮問委員会の行為となります。本規約第7条第4項の規定は、委員会、タスクフォースチーム、または諮問審議会の決定にも適用されるものとします。委員会、タスクフォースチーム、および諮問委員会の行動と勧告は諮問的なものであり、理事会の承認がない限り、法人を拘束しないものとします。



第5条 法人と各チャプターとの関係

第1項 知的財産権の所有

法人は、国際的なチャプターネットワークの主要代表として行動し、その活動と資源を全体としての法人の利益のために専念するものとします。このため、法人は、法人の商標、システム、メンバー名簿、その他すべての無形財産権および知的財産権に関するすべての権利を所有し、法人と各チャプターの活動を推進するために使用するために、これらの権利を各チャプターにライセンス供与するものとします。当法人は、機密研究および教育開発目的以外の組織に対して、メンバーに関する情報の使用許可を与えてはなりません。当法人は、その財産権の使用に対してチャプターや第三者へ料金を請求することができます。法人は、法人全体の利益のために資金調達活動を行うことができ、調達した資金は理事会が適切と判断する任意の方法で使用することができます。

第2項 チャプターの独立性

本規約の目的の一つは、法人、そのメンバー、および公認チャプター間の活動を調整するための構造的な枠組みと規則を定めることにあります。法人と各チャプターは、それぞれ独立した非営利団体であり続けるものとし、本規約は、法人と各チャプターの間、または法人と各チャプターの間合弁事業、パートナーシップ、信託、その他の事業体、代理店などの関係を創設することを意図しません（また、ここに創設していません）。別途の書面による明示的な合意がある場合を除き、法人は、チャプターを代表して契約を締結したり、資金を借り入れたり、資金を融通することを約束したりする権限を持たないものとします。同様に、いかなるチャプターも、別個の書面による明示的な合意がない限り、法人または他のチャプターを契約、債務、または金銭の貸し付けの約束に拘束する行為を行ってはなりません。法人は、スポンサー、業者、戦略的パートナーとの間で、法人、そのチャプター、メンバーのすべての利益に資する契約を締結することができます。チャプターは、これらの協定の通知を受けた後、これらの協定に反する行動をとってはなりません。



第11条 補償

第1項 役員補償権

法人は、役員または法人役員が法人の役員または法人役員であったために当事者となった訴訟手続きの弁護において、その役員または法人役員が本案であるか否かを問わず、成功した範囲において、その役員または役員がその訴訟手続きに関して負担した妥当な費用を補償するものとし、ここに同意するものとします。

第2項 役員許容される補償

a) 法人は、以下の場合、役員であることまたは役員であったことを理由に訴訟手続きの当事者となった個人を、以下の場合に訴訟手続きで生じた賠償責任から補償することができます。

i) 個人

a. 誠実に行動した

b. 合理的に信じられる

1. 公的な立場での行為の場合、その行為が法人の最善の利益に資するものであった

2. それ以外の場合は、個人の行為が少なくとも法人の最善の利益に反していないこと

c. 刑事訴訟の場合、自らの行為が違法であると信じる合理的な理由がなかった場合、もしくは

ii) 29-402.02(b)(7)項によって認められているように、定款の規定により広範な補償が許容または義務付けられる行為に従事した場合

b) 役員が、従業員給付制度に関して、当該制度の参加者および受益者の利益になると合理的に信じた目的のために行った行為は、本項第(a)(i)(b)(2)の要件を満たす行為です。

c) 判決、命令、和解、有罪判決によって、あるいはノロ・コンテンツの嘆願またはそれに相当するものによって訴訟手続きが終了しても、それ自体で、その役員が本項に記載されている関連する行為基準を満たしていなかったと決定することはできません。

d) 第 29-406.54条(a)(3)に基づく裁判所の命令がない限り、法人は役員を補償しないものとします。

i) ただし、役員が本項第(a)項の関連する行動基準を満たしたと判断された場合は、その手続きに関



連して発生した合理的な費用を除きます。

- ii) 公務上の行為であるか否かを問わず、役員が権利を有しない金銭的便益を受けたという理由で役員が責任を問われた行為に関する訴訟手続き。



e) 本第2項のいかなる規定にもかかわらず、役員が本第2項(a)～(d)節に規定される関連する行動基準を満たしたため、その役員に対する補償が許容されるとの判断が下された後、特定の手続きについて承認されない限り、法人は役員を補償しないものとします。

f) 判定が下される場合：

i) 利害関係のない役員が2名以上いる場合は、利害関係のない役員全員の過半数の投票（その過半数をもって定足数とする）、またはその投票によって任命された利害関係のない役員2名以上で構成される委員会の委員の過半数の投票による。

ii) 特別法律顧問による場合：

a. 本第(i)に定める方法で選出される。

b. 利害関係のない役員が2名未満の場合、理事会により選出され、利害関係のない役員に該当しない役員が参加できる。

iii) メンバーによる場合

g) 補償の承認は、補償が許されるという判断と同じ方法で行われるものとするが、利害関係のない役員が2名未満の場合、または特別顧問弁護士によって決定された場合は、本項第(f)(2)(B)に基づき特別顧問弁護士を選ぶ権利を有する者が補償の承認を行うものとします。

第3項 役員に対する補償

a) 非営利法人は、役員であるか、または法人役員であったために訴訟手続の当事者となった法人の役員に対して、本項目に基づき補償を行い、費用を立て替えることができます

i) 役員と同程度

ii) 法人役員であって役員でない場合、定款、規約、理事会の決議、または契約によって規定される範囲内で、以下を除きます

a. 法人による、または法人の権利に基づく訴訟手続きに関連して発生した妥当な費用以外の責任

b. 構成する行為に起因する責任



1. 役員が権利を有しない金銭的利益を受け取ること
2. 法人またはメンバーに故意に損害を与えた場合
3. 意図的な刑法違反

b) 本項第(a)(ii)は、役員でもある法人役員が訴訟手続きの当事者となる根拠が、役員としての行為または不作為のみである場合に適用されるものとする。

c) 役員でない法人役員は、§29-406.52に基づき強制補償を受ける権利を有し、§29-406.54に基づき裁判所に補償または費用の前払いを申請することができる。これはいずれの場合も、これらの規定に基づき役員が補償または費用の前払いを受けることができるのと同じ範囲においてである。

第4項 契約権の発生

本条項の前述の規定は、本条項が有効である間、法人と、これらの職務に就く各役員、法人役員、従業員、および代理人との間の契約となるものとします。本条項またはコロンビア特別区法の適用規定の廃止または修正は、事実の全部または一部に基づき、以前または以後に提起され、または提起される恐れがある訴訟または訴訟手続きに関連する、その時点で存在するいかなる権利または義務にも影響を与えないものとします。

第5項 費用弁償

役員または役員が民事訴訟または刑事訴訟の弁護を行う際に発生した費用は、本条項に基づき法人による補償を受ける権利がないと判断された場合、役員または役員による、または役員または役員を代表してその金額を返済するという誓約書を受領した上で、最終的な訴訟手続きに先立って法人が支払うことができるものとします。法人は、理事会が適切とみなす条件に基づいて、他の従業員や代理人が負担する費用を前払いすることができます。

第6項. 排他的ではない規約

本条項に規定される補償および費用の前払いは排他的なものではなく、法人は、規約、合意、利害関係のない役員の投票、またはその他の手段により、役員、法人役員、従業員、または代理人に対して、公的な立場での行為、および在任中の別の立場での行為の両方について、その他の補償または費用の前払いを行うことができるものとします。

第7項 権利の継続

本条に規定される補償および費用の前払いの権利は、認可または批准された時点で別段の定めがない限り、役員、法人役員、従業員、または代理人でなくなった人物についても継続するものとし、その相続人、遺言執行者、および管財人の利益となるものとします。

第8項 保険

法人は、役員、法人役員、従業員、または代理人であるか、あるいは法人の要請により他の企業、パートナーシップ、



合併事業、信託、従業員福利厚生プランの役員、役員、従業員、または代理人を務めているか、務めていた人物に代わって保険をかけるものとし、それは本第 2 項の規定またはコロンビア特別区の法律に基づき、法人が費用を立て替える権限を有するか、賠償責任から補償する権限を有するか否かにかかわらず、法人との関係において、または法人との関係から生じた、法人に対して主張されるものであり、法人が負担した賠償責任を負います。



第12条 雑則

第1項 帳簿類

法人は、法人に関する正確かつ完全な帳簿と会計記録を保管し、理事会、委員会、および理事会から権限を与えられたタスクフォースチームの議事録も保管するものとします。理事会は、その登録事務所または主たる事務所に、理事会メンバーの氏名および住所の記録を保管します。

第2項 小切手、手形、ノート、その他

法人役員または理事会が指名したその他の代理人が、法人名義で発行されるすべての小切手、手形、その他の支払命令、およびすべての手形、その他の債務証書に署名するものとします。

第3項 会計年度

法人の会計年度は、理事会がこれと異なる期日を定めない限り、毎年6月30日に終了するものとします。

第4項 通知の伝達

法人は、本規約に従って交付され受領されたすべての必要な通知を、(a) 実際に交付された時点とみなす、(b) 法人の記録に記載されている住所に、信頼できる夜間宅配便で送付された場合は、その翌営業日、(c) 法人の記録に記載されている住所に送付されてから2営業日後。米国本土以外に送付された場合は、評判の高い夜間宅配便を利用する、(d) 法人の記録に記載されている住所宛に第一種郵便料金前払いで米国郵便に投函されてから5営業日後、または(e) 法人の記録に記載されている電子メールアドレス宛に電子郵便で送付された場合、法人が電子的手段による配達証明と受領証明の両方を提示できる場合は早い方とみなします。

第5項 性別

本規約で使用される場合、いかなる用語の男性形も女性形を含むものと解釈されるものとします。

第6項 契約およびその他の金融商品

理事会は、法人役員またはその他の指定代理人に対し、法人の名において、法人を代表して、契約を締結したり、文書を執行・交付したりする権限を付与することができ、その権限は一般的なものであっても、特定の事例に限定されたものであってもよいとされます。

第7項 通知の放棄

法令、法人設立定款、または本規約が通知を義務付けている場合、そこに記載された時期の前後を問わず、通知を受ける権利を有する者が署名した書面による権利放棄は、通知とみなされるものとします。メンバーまたは他の人物が会合に出席した場合は、会合の通知を放棄したものとみなされます。ただし、会議の冒頭で、その会議が合法的



に招集または召集されていないことを理由に、議事を処理することに異議を唱えるという明確な目的のために出席した場合は例外とします。法人は、理事会または委員会もしくはタスクフォースチームに所属するメンバーの定例会議または臨時会議において行われる業務やその目的を明記した書面による通知放棄を要求しません。

第8項 他_の法人株式

法人が随時保有する可能性のある他の法人の株式は、チェア、または理事会が権限を与えたその他の人物、あるいはチェアが法人の名義で執行した書面による委任状によって指定された代理人によって、法人のメンバー集会において代表され、議決権を行使することができるものとします。



第13条 解散

コロンビア特別区の法律に従って法人が解散または清算された場合、理事会は、法人のすべての負債を支払うか、または支払うための資金を準備した後、理事会が決定する方法で、メンバーや役人の営利目的ではなく、法人の目的のためだけに法人のすべての資産を分配するものとします。

